

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 概要

令和6年 6月13日

総務省	総務省	総務省	総務省	総務省	総務省	総務省
総務省	総務省	総務省	総務省	総務省	総務省	総務省
総務省	総務省	総務省	総務省	総務省	総務省	総務省
総務省	総務省	総務省	総務省	総務省	総務省	総務省

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている
 - 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用が増加している
- ※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる

- 大規模な事業者※が取得する利用者情報について適正な取扱いを義務付ける
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与する

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務を課す
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す

検討の経緯

- 総務省は、令和4年6月に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）を踏まえて、政令及び総務省令への委任事項である、第二号基礎的電気通信役務の範囲、事業者規律や新たな交付金制度の具体的内容等について、**情報通信審議会等において検討を行い、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申**（令和5年2月7日。以下「2月答申」という。）を踏まえ、令和5年6月に政令及び省令改正を実施。
- 一方で、交付金・負担金の詳細な算定方法や特別支援区域の指定の基準となる「大幅な赤字額」の設定方法等については、同答申中、更なる検討が適当とされたため、令和5年7月、**「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」について情報通信審議会へ諮問**。
- 同年8月から、ユニバーサルサービス政策委員会及びブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するWG等において検討を進め、令和6年3月、**情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」**を公表。今回はこの答申を踏まえ、区域指定に関する省令改正を行うもの。

情報通信審議会

電気通信事業政策部会

ユニバーサルサービス政策委員会

ブロードバンド基盤WG

R4.7.1 初会合
R4.12.8 取りまとめ

WG取りまとめを踏まえた情通審答申を受けて、
R5.6.16に政省令改正を実施

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等に関するWG（構成員等）

（主査） 関口博正 神奈川大学 経営学部 教授

（主査代理） 相田 仁 東京大学 名誉教授

三友仁志 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授

大谷和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長

春日教測 甲南大学 経済学部 教授

砂田 薫 国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員

高橋 賢 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授

長田三紀 情報通信消費者ネットワーク

（オブザーバ）

- ・全国知事会
- ・全国市長会
- ・全国町村会
- ・（一社）テレコムサービス協会
- ・（一社）電気通信事業者協会
- ・（一社）日本インターネットプロバイダー協会
- ・（一社）日本ケーブルテレビ連盟
- ・東日本電信電話（株）
- ・西日本電信電話（株）
- ・（株）NTTドコモ
- ・KDDI（株）
- ・ソフトバンク（株）
- ・（株）オプテージ

① 役務の継続提供期間の起算点

- ✓ 2月答申を踏まえ、法第107条第2号の第二種交付金の算定対象となる「担当支援区域」を画定するための役務継続提供期間「1年」の起算点を定めるもの 【施行規則第40条の6の3（改正）】

② 未整備地域等の区域指定の特例

- ✓ 未整備地域・公設地域の指定の要件から一たび外れた場合においても、一者提供を継続する等の一定の条件の下、引き続き未整備地域・公設地域の要件を満たすこととする特例
【施行規則第40条の8の3の2（新設）】

③ 大幅な赤字額の基準額

- ✓ 特別支援区域の指定要件の一つである「大幅な赤字額」の基準額を規定
【施行規則第40条の8の4の2（新設）】

※法：電気通信事業法 / 施行規則：電気通信事業法施行規則
※青字が新設又は改正する条文

第二種交付金の算定対象となる「担当支援区域」の範囲の画定 (法第107条第2号関係) — 役務の継続提供期間の起算点 —

【2月答申 4.(3) (ウ) 考え方】

役務の継続提供期間の要件については、事業撤退の蓋然性の高い支援区域において、二号基礎的役務の提供を安定的に確保するため、短期間で撤退するような事業者には支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえ、二種適格事業者の指定の日から1年を超えることとすることが適当である。

改正案

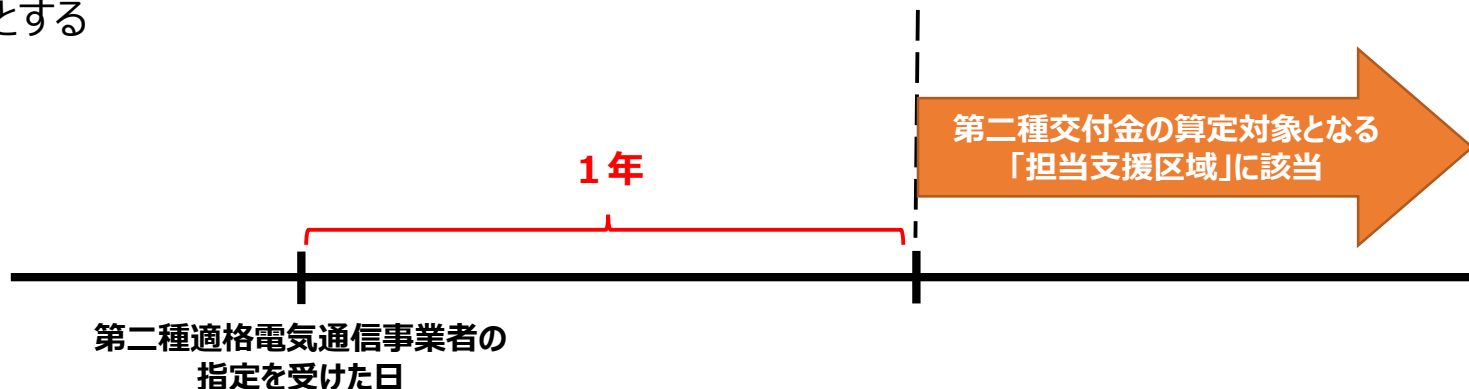
(第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間)

第四十条の六の三 法第一百七条第二号及び法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める期間は、それぞれ第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年とする。

- 2 法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第一百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

【下線部分が改正部分】

- 第二種適格電気通信事業者に対して、初めて第二種交付金を交付するに際しては、交付金の算定対象となる「担当支援区域」の範囲に該当するための役務の継続提供期間は、**当該適格事業者に指定された日から起算して一年**とする



未整備地域等の区域指定の特例 (法第110条の2関係)

【ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方 情報通信審議会答申(令和6年3月28日) 3.(1)(ウ) 考え方】
また、未整備地域における民設民営での新規整備や公設設備の民間移行が行われた直後の「特別支援区域」(直近「未整備地域」又は「公設地域」であった区域)については、継続的なサービス提供を確保する観点からも、「区域指定初年度」以降も引き続き「特別支援区域」として第二種交付金の補填対象となる区域とすることが重要である。ただし、無条件に特別支援区域として指定され続けることは、第二種交付金の原資が最終的に国民に転嫁され得る観点から望ましくない。そのため、例えば、当該特別支援区域における第二号基礎的電気通信役務の費用が収益を上回らなくなった場合や世帯カバー率が50%を超える二者目の電気通信事業者が現れた場合には、翌年度の区域指定時に特別支援区域から外れるといったルールをあらかじめ総務省令等で明確化しておくことが、当該区域で役務を提供する第二種適格電気通信事業者の予見性を確保する観点から、重要である。

改正案

(特別支援区域の指定等に係る特例)

第四十条の八の三の二 総務大臣は、規模報告に係る単位区域が第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当しなくなつた場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、次条に規定する方法により算定した額が零を上回り、かつ、法第百十条の二第一項第二号の要件に該当すると認められる限り、引き続きそれぞれ第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当するものとみなして、前条の規定を適用するものとする。

- 一 第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において、一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。
- 二 第四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から他の電気通信事業者に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

【新設】

- 未整備地域の指定の要件から一たび外れた場合においても、世帯カバー率50%超で一者提供を継続している支援区域である場合に限り、引き続き未整備地域の指定の要件を満たすこととする特例を新設
- 公設地域の指定の要件から一たび外れた場合においても、電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者に変更され、当該電気通信事業者が役務提供を継続している場合において、世帯カバー率50%超で1年を超えて役務提供を行う二者目が生じていない支援区域である場合に限り、引き続き公設地域の要件を満たすこととする特例を新設

(なお、法施行日である令和5年6月16日時点の状態に関する同様の特例を令和5年改正省令の附則改正で措置)

特別支援区域の指定(法第110条の2関係)

— 大幅な赤字額の設定 —

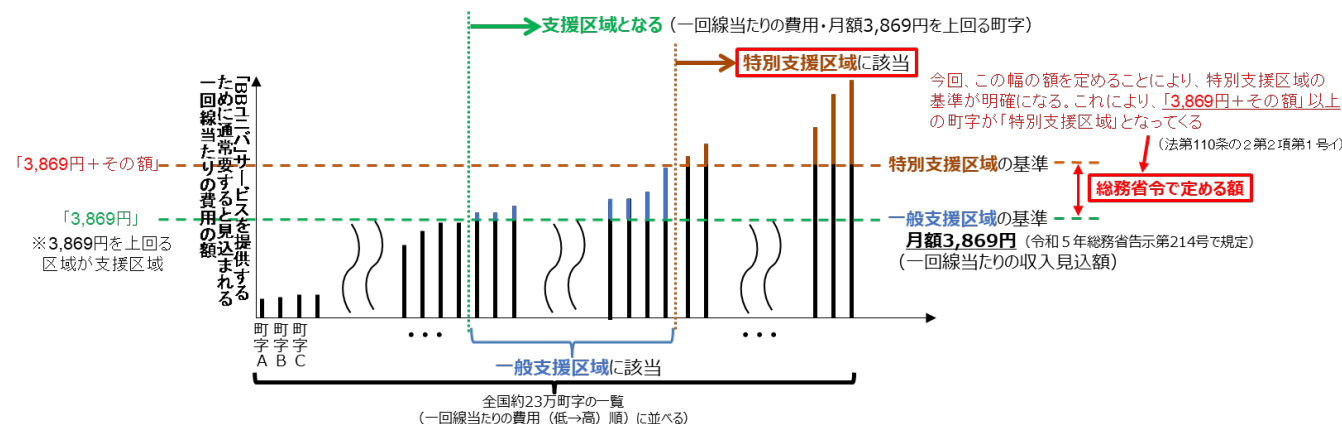
(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

法第百十条の二 (略)

2 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができる。

一 (略)

イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、**当該上回る額**が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として**総務省令で定める額**以上であること。



改正案

(法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額)

第四十条の八の四の二 法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額は、一回線当たり月額11,790円（※）とする。

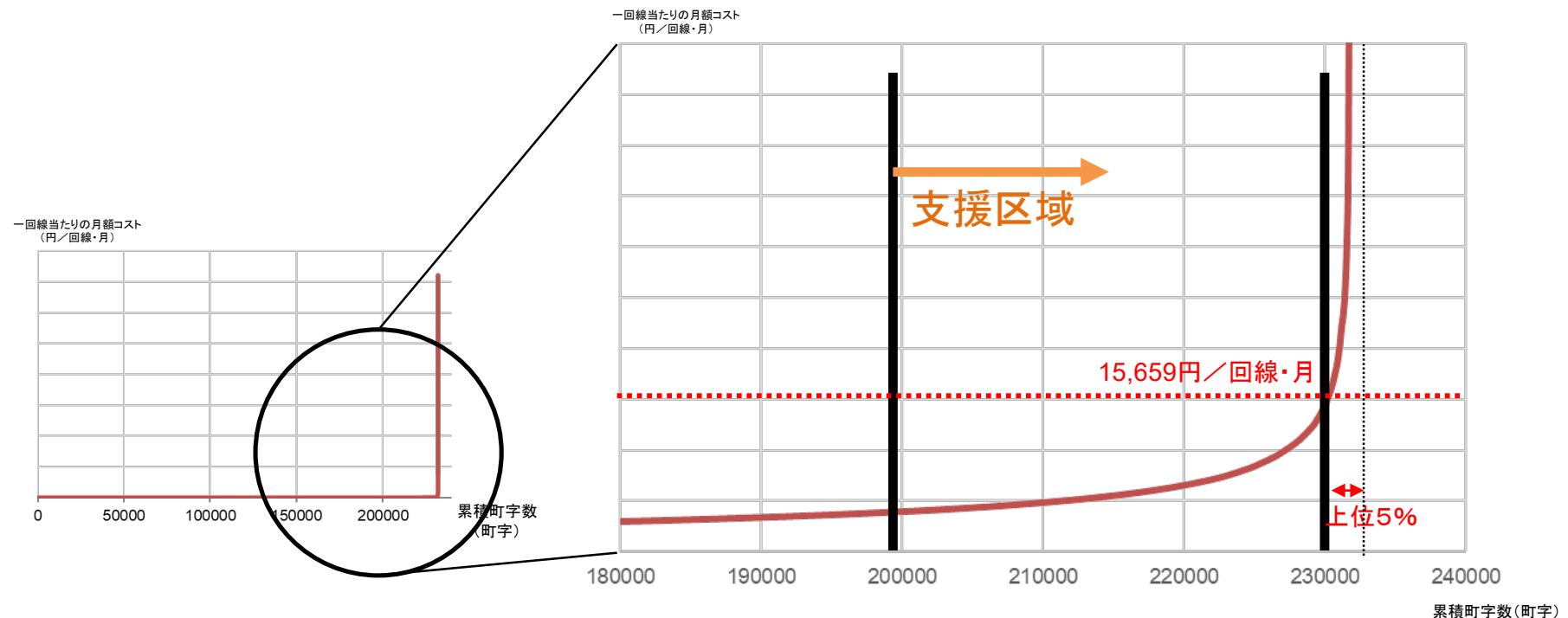
【新設】

※上記法第110条の2第2項第1号イは、「当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上」と規定しているため、総務省令で定める額は一回線当たりのコストから3,869円を減じた額を規定する必要がある（上図↔部分）。

【ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】3. (1)(ウ) 考え方
「大幅な赤字額」の設定については、政策的見地から検討する一方で、電話ユニバ制度では、加入電話の基本料についてベンチマーク方式を採用し、「全国平均費用」を原則としつつ、現在当分の間の措置として「全国平均費用+標準偏差×2」との基準が設定されていることも考慮する必要がある。
現時点で具体的な町字別の一回線当たりのコストが判明しない状況ではあるが、電話ユニバ制度の安定的運用の現状を踏まえ、同じユニバーサルサービスの維持のための制度間における複雑さを回避する観点からも、電話ユニバ制度の考え方を参考に、原則「全国平均費用」をベースとしつつ、適切な規模の交付金によって補填されるようにする一方で、最終的に国民に負担が転嫁された場合にもその負担が過大なものとならないように配慮され、かつ、適切な見直しも可能な額を総務省令等の中で総務省が設定することが適当である。

特別支援区域の指定(法第110条の2関係) — 大幅な赤字額の設定 —

- ✓ 入力値の募集・精査を含め、総務省が現時点把握し得る情報を基に、町字ごとの一回線当たりのコストを試算
- ✓ 電話ユニバ制度では、一回線当たりの月額コストが【平均費用 + 標準偏差 × 2】を上回る地域が、全地域の「上位4.9%」に属しており、この地域（高コスト地域）を交付金の補填対象としている
- ✓ BBユニバ制度では、平均収入見込額（= 3,869円／回線・月）を超える一回線当たりのコストを要する町字（「支援区域」）は、試算上、約33,000町字であると見込む
- ✓ このうち（電話ユニバ制度を参考に）高コスト地域たる町字（上位5%）は1,661町字
- ✓ これに相当する一回線当たりの月額コストは15,659円となる
- ✓ これを踏まえ、「大幅な赤字額」（ $15,659 - 3,869 = 11,790$ 円）を設定することにした



(参考)BBユニバの提供に要するコスト算定の方法

- ✓ 実際費用による算定では、事業者固有の事情が含まれ、また未整備地域のコスト算定が不可能であるため、BBユニバ制度においては、**客観性を確保した、標準的な算定方法**が必要
- ✓ そこで、全国約23万町字の**町字ごとの一回線当たりのコスト**を算定する方法として、①**不採算地域（支援区域）**を特定するための**区域指定に関する標準判定式**、②**交付金算定に関する標準判定式**の2つを使用

①区域指定に関する標準判定式

算定対象設備

ネットワーク全体

費用範囲

設備の維持管理費用等

算定式

アクセス回線部門＋海底ケーブル部門
中継回線部門＋設備利用部門
ごとに算定式を確立して計算

算定結果

町字ごとの一回線当たりのコスト

②交付金算定に関する標準判定式

アクセス回線設備
(最寄りの収容局～利用者宅)
海底ケーブル等

設備の維持管理費用等

アクセス回線部門＋海底ケーブル部門
＋設備利用部門
ごとに算定式を確立して計算

町字ごとの一回線当たりのコスト

≠



←町字ごとの世帯カバー率・
公設地域等の情報(毎年
6月末までの事業者報告)



用途

支援区域の指定
(一般支援区域又は特別支援区域)

交付金額の算定

